

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	大森 (大森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○区域内における規模縮小などの意向のある農地は無いが、70歳以上の農地面積が0.9haあり、後継者不在の農地が0.4haある。現状の体制を維持し、農村環境の保全を引き続き行っていく。
○病気や怪我等で営農の継続が困難になった場合は、地域内の農家の意向を確認しながら農地の貸付を行っていく。
○鹿等による農作物の被害が発生しており、その対策が近々の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、水稻の作付けと販売用の野菜栽培が中心であるが、一部自家消費用の野菜栽培も行っており、今後も継続する方針。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、今後新たな担い手の確保ができれば、農地の貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
進入路がないほ場や1枚の農地面積が小さいため、小規模な基盤整備事業の検討をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状の体制を維持できるよう、地域内で話し合いを継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鹿等による農作物の被害が発生し、年々被害が増加している。侵入経路を調査し、侵入防止柵の設置により被害防止に努める。年2回の草刈りや施設の点検を行い、被害防止に努める。
 ⑧用水の通水前(4月下旬)に用水路内の土砂やごみの撤去を行い、また、通水中は定期的に点検を行い、河川増水時の用水路内の土砂体積の防止や渇水時の用水の確保に努める。